

10. 森林環境譲与税が充てられる森林環境施策に要する経費

森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、令和元年度税制改正において、森林環境税が国税として令和6年度(2024年度)から個人に対して課税され、その全額を市町村及び都道府県に森林環境譲与税として譲与されることとなっています。

森林環境譲与税は、森林整備が喫緊の課題であることを踏まえ、令和元年度(2019年度)から譲与されており、全額を「間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用」に充てることとされています。

(単位 千円)

区 分	事業費	一般財源	参照 ページ
総務費	34,896	33,541	
みどりの保全基金積立金	34,896	33,541	-
衛生費	1,367	684	
環境教育・学習の推進(里山サポーター育成)	1,367	684	106
農林業費	41,912	17,494	
民有林振興	31,932	9,009	115
森林管理巡視	1,413	1,413	-
市行造林	2,187	1,767	-
市有林管理	6,380	5,305	-
商工費	13,310	13,310	
夕やけ小やけふれあいの里整備<木材の利用促進>	13,310	13,310	-
土木費	36,643	33,847	
みどりの確保(斜面緑地保全)	27,456	27,456	-
みどりの管理(緑地保護地区指定協力奨励金)	4,006	4,006	147
みどりの管理(里山保全)	5,181	2,385	147
教育費	1,150	1,150	
給食センターの整備((仮称)給食センター(檜原))<木材利用の促進>	1,150	1,150	168
計	129,278	100,026	

<木材利用の促進>については、全体事業費のうち木材利用に係る額を記載

【歳入】地方譲与税のうち森林環境譲与税
【歳出】森林環境施策に要する経費

59,519 千円
129,278 千円
(うち一般財源 100,026 千円)